

第 3 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

10 月 21 日

令和6年第3回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 0 月 2 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和6年10月21日 午後1時15分 議長宣言		
	閉 会	令和6年10月21日 午後1時28分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉之介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 秀 克	6 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	垣 花 健		
	総 務 課 長	松 田 力		
	教 育 課 長	糸 嶺 直 生		

令和6年第3回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和6年10月21日午後1時15分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第51号～議案第52号まで）
4	議案第51号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第4号））
5	議案第52号	工事請負契約について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和6年第3回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時15分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村秀克議員及び6番 宮平清志議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3．議案第51号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第4号））から議案第52号 工事請負契約についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今日はよろしくお願いいたします。それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第51号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年10月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第18号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度座間味村一般会計補正予算第4号（別紙）

【専決処分理由】

令和6年10月9日に衆議院が解散され、それに伴い10月15日に公示、10月27日に衆議院議員総選挙が執り行われる事となり、村選挙管理委員会の人件費、事務費等の予算が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年10月10日

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

令和6年度座間味村一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,059,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月10日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 県支出金		275,413	1,652	277,065
	3 県委託金	31,980	1,652	33,632
歳入合計		2,058,166	1,652	2,059,818

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		556,625	1,652	558,277
	4 選挙費	3,320	1,652	4,972
歳出合計		2,058,166	1,652	2,059,818

議案第52号

工事請負契約について

座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業 平和の塔園路整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第5項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平和の塔園路整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 107,800,000円(消費税込み)
- 4 契約の相手方 沖縄県南城市大里字古堅926-1
有限会社 ザマリ建設
代表取締役 津波古 孝弥

令和6年10月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業 平和の塔園路整備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

添付資料といたしまして、工事請負仮契約書、それから工事の概要が書かれております図面等を添付させていただいておりますが、本契約の成立につきましては、この仮契約となっておりますので、仮契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定による議会の議決、または地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の日があったものをもって本契約となるものとするということを書いておりますので、本日、議決後に契約につきましては、本契約とするということとなっていることを申し添えて、私からの議案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第51号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ちょっと聞きたいんですけども、以前、私も選挙管理委員会をしていたのですが、選挙ポスターを民間の方の壁を利用してやっているときに使用料を払っていたということなんですけれども、今現在、民間の壁を利用してポスターを貼っている掲示用の使用料は払っているのかどうか、そういうのは聞いていないのでお伺いしたいのですが。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

選挙管理委員会としては、基本、掲示板の場所とかを告示していますので、それ以外に関しては基本的には私の知っている範囲では使用料を取ったりとか、掲示板とは認めていませんので徴収はしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

慶留間のこちらは民間のもので私の親戚なんです、普段はいないので、以前は向かい側も利用していて、こちらは今は人がUターンで帰ってきていますので、こういう人たちのところに掲示使用料を払ったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、実際、本当に払われていることの確認は取れますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この件に関して取りあえず、一旦、選挙管理委員会に持ち帰って、そういったすべき事務があるのでしたら追加して行っていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

これは予算として使用できるということだと思いますので、ちゃんと調べて支払われているのか、払われていないのか確認して、議会後でもいつでも結果が分かれば報告をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第52号 工事請負契約について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

参考までにお聞きしたいんですけども、今回の入札に関して、ほかの業者等はありませんか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。指名入札となっております、ほかの業者もありました。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

それは何件ぐらいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

7 事業者です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この図面を見ると、平和の塔に上がるところの工事だと聞いています。その上のほうの話は今は何もないのでしょうか。上から今度は下りるところの道に関して。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

上から下りてくる道に関しては、現在のところ考えておりません。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 2 号 工事請負契約について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 5 2 号 工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和 6 年第 3 回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後 1 時 2 8 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志